

# 「岡山県中学校総合体育大会及び岡山県中学校秋季体育大会引率細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断し、学校の設置者等が外部指導者の引率を認めた場合に適用するものである。安易に引率者としての外部指導者の引率を認めるものではない。

(ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。)

- (1) 引率者としての外部指導者の規程
  - ① 当該校長が適切であると認めた20歳以上の成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
  - ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙（外部指導者確認書、引率者・監督者報告書等）に必要事項を記入し、提出すること。
  - ③ 引率者としての外部指導者に規程違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
  - ④ この規程以外のことは、各競技専門部の規程及び大会要項の通りとする。
- (2) 引率者としての外部指導者の引率については、岡山県中学校総合体育大会及び岡山県中学校秋季体育大会の全競技に適用する。
- (3) 引率者としての外部指導者には、監督の資格を認める。（令和5年度大会より実施、令和4年11月24日改訂）
  - ① 他校に監督を依頼する際は、当該校の校長と当該競技専門部が協議し、当該校の校長が監督を引き受けた教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
  - ② 手続きは、様式1、2、3、4、5、6をもって行う。
  - ③ 引率者としての外部指導者が監督をする場合は様式3、4、5、6は不要とする。  
②、③いずれの場合も様式1、2を岡山県中学校体育連盟事務局へ送付すること。
- (4) 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。
- (5) 引率上の留意点及び大会会場における留意点
  - ① 引率上の留意点等
    - (a) 引率時は、公共の交通機関を利用する。
    - (b) 外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
    - (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として出場校の負担とする。
    - (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
    - (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
    - (f) 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。
    - (g) その他、引率に必要な事項を指導する。
  - ② 大会会場における留意点等  
引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は退場を命じる。チーム・選手は失格になることもある。
    - (a) 大会要項を順守し、責任ある行動をとる。
    - (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
    - (c) 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡を取る。
    - (d) ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規程に従う。

\*この細則は、平成16年4月1日から施行する。

\*部活動支援員を追加。（平成29年4月1日）

\*部活動支援員を部活動指導員と名称変更（平成30年4月1日）

\*（3）一部を改訂（令和4年11月24日）

\*一部を改訂（令和5年2月24日）